

第1回「大阪・夢洲地区特定複合観光施設区域の整備に関する計画」(案)に係る公聴会 会議録

■日時：令和4年1月23日(日曜日) 14時30分から開始

■会場：大阪府立大学 I-site なんば 2階 カンファレンスルーム

(司会)

お待たせいたしました。

定刻となりましたので、ただいまより、大阪・夢洲地区特定複合観光施設区域の整備に関する計画(案)に係る公聴会を開催いたします。

本日司会を務めます、大阪府・大阪市IR推進局の金島と申します。

よろしくお願いいたします。

本公聴会は、特定複合観光施設区域整備法第9条第7項に基づき、大阪・夢洲地区特定複合観光施設区域の整備に関する計画(案)について、公述人の方からご意見をお伺いする場となっております。

本日は、9名の方が公述を予定されておまして、現在8名の方にお越しいただいており、今後この後意見を公述していただきます。

公聴会の開会に当たりましては、皆様にくつかご協力お願いを申し上げます。

会場内におきましては、携帯電話等の電源を切るか、マナーモードに設定いただき、通話はしないでください。

私語・やじ・その他の公述以外の発言はしないでください。

公述人の発言に対する賛否の表明、または拍手はしないでください。

公述人および傍聴人の方は、録音・撮影はしないでください。

飲食および喫煙はしないでください。

職員による記録、また報道機関の取材のため、会場内を撮影・録音させていただきますのでご了承ください。

なお、体調不良やお手洗い等、やむを得ず途中退出をされる場合は、お近くの職員にお申し付けの上、他の方の公述に影響のない範囲でご退出いただきますようお願いいたします。

その他、配布しております注意事項をご覧ください、公聴会が円滑に行うことができるよう、皆様ご協力をお願い申し上げます。

それでは、開会するにあたり、まずは大阪府・市の登壇者をご紹介します。

IR推進局次長の吉本でございます。

IR推進局企画課長の恒川でございます。

IR推進局企画課参事の浅井でございます。

以上の3名でございます。

次に、IR推進局次長の吉本からご挨拶いたします。

(次長)

こんにちは。本日はお忙しいところにも関わらず、大阪IRの区域整備計画案に係る公聴会にご参加いただき誠にありがとうございます。

大阪府・市としましては、大阪夢洲へのIRの立地は世界中から新たに人・もの・投資を呼び込み、大阪の経済成長に大きく貢献するものと考えており、その実現に向けて取り組んでいるところです。

昨年9月には、MGM・オリックスコンソーシアムを設置運営事業予定者として選定し、この事業予定者と共同して、大阪IRの区域整備計画案を策定したところでございます。

本日の公聴会では、本計画に対しご意見を賜りたいと考えております。

どうぞよろしくお願いいたします。

(司会)

それでは、公聴会の進行についてご説明いたします。

公述は受付でお渡しいたしました番号札の順で行っていただきますので、番号を呼ばれた方はお席にて、公述いただきますようお願いいたします。

公述に当たりましては、立っていただいても、座っていただいたままでも結構です。

公述いただく内容につきましては、公述の申し出のときにご提出いただきました要旨に沿って公述いただきますようお願いいたします。

なお、計画の案に関係のない内容については、公述することができないことを念のため申し添えます。

公述いただく時間につきましては、既にご通知しております通り、5分以内とさせていただきます。

必ずしも5分間公述していただく必要はございません。

終了時間前に公述を終えていただいても結構です。

開始から4分経過しましたらベルを1回鳴らします。

開始から5分経過しましたらベルを2回鳴らしますので、速やかに公述を終了してください。

最後に、公述人および傍聴人の皆様にお願ひします。

本日の公聴会は、大阪・夢洲地区特定複合観光施設区域の整備に関する計画(案)に対する意見を述べていただくものであります。

質疑応答を行う場ではございません。

また公述できる方は、あらかじめ申し出をいただいた方のみとなっております。

もし、公聴会の秩序や進行を乱すような発言や発声などの行為があった場合は、会場から退

場していただくこともございますので、ご注意ください。

それでは、ただいまから公述をお願いいたします。

番号1番の方、お願いいたします。

(公述人1)

〇〇と申します。

ただいまから評価基準25のギャンブル等依存対策について公述いたします。

まず初めに、大阪府・市の言葉の使い方が間違っていると思います。

ギャンブル依存という言葉なんですけれども、これはアメリカの精神疾患分類のDSM-IIIで、1980年から診断名がつけられたもので病的賭博というものであります。

ところが2013年になりまして、ギャンブル依存が使われずにギャンブル障害という言葉に変わりました。

ギャンブル依存とギャンブル障害をどういうふうに違うのかということですが、ギャンブル依存には個人の病気という意味合いが非常に強うございます。

ギャンブル障害というのは、もちろん病的状態ではありますけれども、社会的な因子によってそれが引き起こされるというような意味合いがあります。

ところで、その社会的因子っていうのは何かということをちょっとご説明します。

アメリカの研究者でジョナスンという人がおりますけれども、彼は社会的因子についてこのようにいろいろ説明しております。例えば、年齢、性別、収入、雇用状況というようなものがありますけれども、それ以外に、カジノのあり方っていうようなことが社会的因子として取り上げられております。例えば、そのカジノのアクセスのしやすさとか、あるいはカジノの内部の知覚操作ですね、雰囲気とか照明とか音とかいったようなもの。

それからもう1つは強化効果っていうのがあります。

これは心理学の言葉で特定の報酬を求めて個人が行為を繰り返すという意味ですが、例えばたまさかに、ギャンブルで勝ったとしてもっとこれやったら勝つんじゃないかということで繰り返していくと。これが強化効果というものであります。そういう強化効果。

それからもう1つは、賭博開始年齢の早さということですね。

子どものときにギャンブルを始めた人は早くギャンブル障害に陥ります。

IRは、計画に書いてありますように、全世代の人々に多様なサービスを行うとありますが、子どももやってくるわけです。

子どもがやってくる場所でカジノをやっている。これは、おそらく言ったら非常に危険な状態になります。

それからもう1つ社会的因子に、賭博の種類っていうことがあります。

アメリカの研究者のヨハンソンですが、彼は賭博の種類が非常にギャンブル依存にギャンブル障害に関係があるというように言っております。

賭博の種類ですが、賭博には、テーブルゲーム、ルーレットやカードなどのテーブル

ゲームと、それからポーカーマシンあるいはスロットマシンなどを使うマシンギャンブリングというのがあります。

彼はこういった機械を使う賭博というのはギャンブル障害発症までの期間が短いと言っております。

ところで、大阪府の大阪府・市の I R カジノ計画を見ますと、テーブルゲームが 470 台、マシンが 6,400 台です。

圧倒的にマシンが多いです。

これは非常に恐ろしい状態なんですね。マシンギャンブリングがなぜそのギャンブル依存、ギャンブル障害を引き起こすか、ということになるわけですがけれども、あの、スザンナ・ナターシャ・ダウシュールという研究者は、これはこういうマシンを作るギャンブル産業は、ギャンブルを行う顧客がゾーンの状態に入りやすい、入ることを狙っているといいます。ゾーンというのは同一の機械で何回も何回も集中的に長時間ギャンブルを行うということです。なぜマシンを使えばゾーンに入りやすいのか、これはマシンだからです。

そのように設計できます。勝ち負けの確率をコントロールできる。

あるいは、特にニアミス効果を頻繁に出します。もうちょっとで勝てるんやなというような状態になりますと、ますますカジノに深入りしていきます。

それからまた先ほど申しました、カジノの内部の雰囲気・照明・音なども関係あります。このようなマシンギャンブリングが圧倒的に多い大阪カジノ、これがどんなことを引き起こすか、それは圧倒的なギャンブル障害の人たちの発生なんですね。

既に日本では、公営ギャンブル、パチンコ等で 300 万から 500 万のギャンブル障害の人たちがおられます。

その中でさらに新しいカジノを作っていくと。その持っている意味合いの恐ろしさ、我々が愛着している大阪にカジノを作るということに断固反対いたします。

(司会)

どうもありがとうございました。

それでは続きまして、番号 2 番の方、お願いいたします。

(公述人 2)

〇〇でございます。

道徳なき経済は犯罪である。

これは、江戸中期の、皆さんよくご存知の二宮金次郎・尊徳の言葉であります、今はやりの、子どもでも知っている SDG s の思想・精神そのものであります。

689 年に持統天皇が飛鳥浄御原令において、賭博を犯罪として禁止して以来、1300 年間、現在に至るまで我が国では賭博は犯罪であると。禁止されております。

ところが大阪では、2018 年にいわゆるカジノ整備法というのが、どさくさに紛れて成立し

ておりますが、この法案の中で特区として、違法性の阻却要件がきちっと満たされておれば民営賭博も容認しようと。こういう法案なんですけど、その内容が阻却要件の内容が決まる前に、既に大阪ではカジノ誘致に一生懸命邁進してきたと、これは非常に特異な奇異なことであります。

まずその本計画の内容なんですけども、このいわゆる I R のコンセプト趣旨・目的、麗しく書かれております。

施設・ハードの説明もなされてますけども、実は肝心のカジノ事業に関する詳細な説明、あるいは今おっしゃったような中身・実態・運営、こういうことが一切記載されていない。カジノに関する多くの府民・市民の不安・疑問に答えるような、そういう計画書になっていない、I R という美名で、こういう不安を隠蔽してしまうと、そういう底意がうかがえるような、極めて不誠実そして欺瞞的な計画案であると、こういうふうに思います。

ところがカジノ収入 4,200 億、総収入の約 8 割、この金額だけは突然出てまいります。

一体この金額の根拠、そのための運営実態、いかなるものか全く説明がない。

国内外からの年間のカジノ訪問客数、1 人当たりの想定賭け金額、カジノ総売上げから、お客にどれぐらいの返還をするのか、その返還率、こういう想定データなしにカジノ収益が 4,200 億と。いきなり出してきてるこの根拠は何なんですか。

また 35 年の長期事業計画や、それから土壌汚染、最近問題になっておりますが、軟弱地盤等の将来の貸主側の瑕疵責任について、カジノ事業者とどのような取り決め、話し合いがなされているか、一切これが市会にも公開されていないというふうに聞いております。

そもそも温泉も出ない、全く自然遺産や環境も良くない、そして文化遺産もないこの夢洲に、一体この計画で麗しくうたわれているような長期滞在型のリゾート、I R なるものが建設できるのかと、そもそもそこからおかしい。そこに、年間 2,000 万人もの訪問客が来ると、こういうふうな過大な想定をしておりますが、こんな観光資源もないところに、それだけの人数を集めるためには、まさにこの皆さんの底意にあります、カジノが唯一の頼りなんです。

カジノがなければこんなとこ誰も来ません。

つまり、大阪 I R 計画を、まさにカジノによるカジノのための公金を使った開発計画なんです。

この点を府側は市側は正直に市民・府民に明らかにする必要があるのではないですか。

もういっぺん言いますが、4,200 億円もの G G R を確実に確保するためには、夢洲への訪問客は 365 日密閉空間の中に閉じ込めて、近隣観光地への回遊どころか、何も M I C E や、それからエンターテイメント皆さん麗しく書いておりますが、こういうところに利用客を回すなんていう余裕は一切ありません。

カジノに没頭させないと、これだけの金額は出てまいります。

周辺地域の 1 兆円もの経済波及効果は一体これどんな計算をしてるんですか。

近所の商店街に、シャッター下りた商店街にパチンコ屋作ったら周辺が潤う、こういう発想、

貧弱な発想と全く一緒に何の根拠もない。

逆に、こういうカジノに6兆円ものお金を、カジノに賭け金で6兆円のお金が必要なんですよ。4,200億円の売り上げGGRを上げようと思うと、このお金は別のところに、もっと健全な消費や役に立つところにお金が回っておれば、10兆円ほどの波及効果がありますが、これでは全く波及効果がないどころか、カジノによる社会コストの方が高くなって全く経済的な意味がなくなります。

そういう意味で、もう一度よく考えながら、この計画を直ちにそして住民投票、必ずやって意思を確認してください。

以上です。

(司会)

ありがとうございました。

それでは続きまして、番号3番の方、お願いいたします。

(公述人3)

〇〇と申します。

私は弁護士として、私の事務所や大阪市内で開催しております家族教室などで、これまで多数のギャンブラー、そしてその家族の方々からお話を伺ってきました。

そうした経験を踏まえて、主に依存症対策の観点から、本計画案について意見を述べます。カジノにはまってやめられなくなって、財産を失い、人間関係や社会関係が破綻し、健康を害し、果ては命を失ってしまうという人は、残念ながら必ず発生します。

にもかかわらず、カジノを開設するならば、そういうことが決して生じないように対策をとることが求められるはずなんです。提案されている依存対策は、次に述べますように、極めて不十分なもので、顧客安全に対する本気度が疑われるものと言わざるを得ません。

1週間3回、1か月10回。

1回当たり日をまたぐことが可能というふうになっておりますけれど、こんなものがのめり込みを抑止し得る制限にはなりません。

家族本人による申し出による入場排除措置は存在します。

存在しますけれども、同様の措置が講じられた貸金業における例からしても、その効果は極めて限定的です。

ないよりマシ程度の規制に過ぎません。

またその要件や効果などその制度の詳細は今もって明らかになっていません。

カジノ場内のATM設置が禁じられるのは当然ですけれど、24時間以内であれば、入退場自由です。

場外にATMが設置されるなら、規制は意味がありません。

カジノによるカジノの賭け金の貸付制度があります。

のめり込みを促進するものであり許容されるべきではありません。

貸金業法上の規制の対象外となるというふうにされています。

カジノ事業者がギャンブラーが持っている財産、その収奪を意欲する場合にはその実現をする手段として機能することになります。

24時間営業、カジノ場内での酒類提供が認められています。

のめり込みを助長するものです。

例えば、シンガポールなどでは生活保護利用者、年金生活者など、入場は制限されています。

ところが、大阪カジノによる構想の中では収入による入場制限は検討されていません。

賭け金額の上限設定制度。

提案されていますが、これが任意のものであるということが予想されますけれど、その効果は極めて限定的とならざるを得ません。

計画案によると従業員教育などにより、のめり込みの防止を図るということですが全く実効性はありません。

生体認証技術などによる対策をとるということです。

そんなことを検討するくらいであれば、全賭け行為のID管理を行って、AI判定により、のめり込みによる賭けにストップがかかるようにすることの方がより容易かつ確実にのめり込みを抑止することができるはずです。

しかしそうしたことは全く検討されていません。

相談体制の充実、各種連携、当然必要です。

しかしながら、これらはいずれも弊害が生じてからの対策です。

啓発用教育にも限界があります。

結局、最も効果的かつ確実な依存対策は、入場規制・賭け規制ということのはずです。

しかしながら、本計画案においては、国の法制に沿うのみで有効かつ確実なカジノ規制は全く講じられていません。大阪としての独自性も皆無です。

本来検討されるべきのめり込みの防止のための各措置は、カジノ事業の利益を損なうものとして扱われているんだろうと思います。

しかも将来、万一看過しがたい弊害が明らかになったときに、カジノ規制を強化したり、あるいは事業そのものの廃止を求めることはおよそできない仕組みになっています。

大阪のギャンブル依存症対策会議も紹介されておりますけれど、その意見が出てもその実現を図る手段がないのです。

カジノ依存対策の充実と、カジノ事業の利益の確保は元々、本質的に対立するものです。

であれば、そのカジノ依存対策の充実を図るために、極めて厳格なカジノ規制を初めから導入するか、その導入を強制する仕組みが必要ですが、計画案ではその努力がハナから放棄されています。

計画案は、カジノ事業の利益の確保のためにカジノ依存対策の充実、すなわち、ギャンブラー、その家族の生命・身体・財産の安全を無視したものであるということがわかります。

このような計画案が登場したのは、経済的に成り立つカジノ事業をどのように設計してもカジノ依存対策はこの程度のものにならざるを得ないということを示しています。

私はギャンブラー、家族の生命・身体・財産を脅かすこの計画案に反対です。

もはやギャンブラーやその家族の生命・身体・財産を脅かすことのないカジノ計画の立案が不可能であるということが明らかになっていますので、その誘致計画そのものを撤回することが必要だと思います。

以上です。

(司会)

どうもありがとうございました。

それでは続きまして、4番の方、お願いいたします。

(公述人4)

〇〇と申します。

今日は今回の計画に対する全般的な私の意見について公述させていただきます。

私は、大阪府および大阪市が夢洲に統合型リゾート、I Rと称して、カジノ施設を推進することに大きな危惧を感じています。

I Rの中核はカジノと言っても過言ではなく、カジノとは賭博行為に他ならないからです。賭博行為は様々な害悪を生むことは、1950年11月22日に出された最高裁大法廷判決に明らかであると考えますので、その要点を3つ述べます。

1つ、賭博での偶然の利益を得ることは、怠惰浪費の風潮を生み、健康で文化的な社会の基礎となる勤労の美風を害する、2、賭博は暴行脅迫、殺傷、強盗の原因となり、公共の福祉に反する。3、特に賭場開帳凶利罪は、自らが損失を被ることなく、他人に賭博をさせて利益を得る行為のため、より反社会性、反倫理性が強い。

カジノはまさしく賭博であり、地域住民の福祉を守ることが使命である行政がこのようなものを推進することは断じて許されません。

大阪府・大阪市は、2017年に施行された特定複合観光施設区域の整備推進に関する法律、いわゆるI R推進法を法的根拠にするのだと考えますが、上記した一般論に加え、この大阪にカジノI Rが作られることで、地域住民として危惧する点について述べます。

1点目としてギャンブル依存の増加を挙げます。

カジノは典型的なギャンブルであり、一定の依存症患者を生むことは諸外国の例だけではなく、日本でも公営ギャンブルや実質ギャンブルである、パチンコでも悲惨な事例に枚挙のいとまがありません。

このようなギャンブル行為を推進することは、地域の荒廃を生み、将来に禍根を残すことは間違いありません。

対策として、ギャンブル依存症対策に注力するというのですが、本末転倒であり、話に

なりません。

2、軟弱地盤、土壌の汚染に対する対策費用の増大と公費負担についてです。

大阪でカジノ I R 施設が計画されている夢洲は、地盤が軟弱であること、また土壌が汚染されていることが判明しており、2021 年 12 月 19 日の毎日新聞の報道で、土地所有者の大阪市が約 790 億円の対策費用を負担するとあります。

これまで、夢洲と同様の咲洲や舞洲といった埋立地を売却したり賃貸する際、土壌汚染対策などの費用を市が負担しないことを原則としてきたのに、夢洲のカジノ I R については例外的に原則が放棄された形です。

それがなぜなのか、府・市は理由を明確にせず逃げているのではないですか。

今後、土地改良のための費用負担を公費で負担することが前提となり、更なる費用の増大の可能性も否定できないと考えます。

3 点目は、カジノ I R 誘致による経済効果は本当にあるのかという点について述べます。

現在、新型コロナウイルスの世界的な感染は 3 年目を迎え、オミクロン株の感染が止まらない状況です。

松井大阪市長が胸を張ったカジノ I R の経済効果は年 1 兆 2,000 億円の根拠となる試算はどれだけ現実性があるのでしょうか。

コロナ禍で世界のカジノ産業の利益は低下しており、夢洲で計画されているカジノ I R の収益性についても厳しく吟味されねばなりません。

私は少なくともコロナ収束が確実に見通せるまで計画は凍結し、コロナ収束後に議論を続けるのが最も現実的な選択であると考えます。

以上述べましたように現在の状況でカジノ I R 計画を強行することは天下の愚策であると断言したいと思います。

今日お集まりの皆さんにおいても、お帰りになった後、ご家族ご友人ご隣人の方々と大阪にカジノができたときに、大阪がどうなるか議論していただきたいと思います。

本日の公述はこれで終わります。

(司会)

どうもありがとうございました。

それでは続きまして、番号 5 番の方、お願いいたします。

(公述人 5)

〇〇から参りました〇〇と申します。

私のカジノ依存症について、やはり反対の立場から、触れたいと思います。

地方公共団体の役割は、住民の福祉の増進を図ると、地方自治法にうたわれています。

今回の I R カジノの事業を、大阪府・市が後押しすることは、この住民の福祉の増進にならないと考えます。

1月7日の説明会では、国際会議場やホテルなどのメリットが強調され、カジノについては付け足しのように説明されました。

しかし収支計画では、年間売上5,200億円のうち4,200億円がカジノ売上です。

カジノ抜きでIRは成り立ちません。

今回のIR計画は、カジノ計画だと言わざるを得ません。

ですから、カジノを誘致するかどうかの是非を問うことがIRの是非を問うことにもなると思います。カジノは賭博です。本来賭博は禁止されています。

なぜなら賭博には犯罪がつきものですし、ギャンブル依存症も生み出します。

また賭博ですから、カジノ自体は新たな富を何も生み出しません。誰かが得して誰かが損する。損した人が一定の割合の人を不幸にします。

治安問題も起こります。

いくらカジノ収益を福祉に回すといっても、住民を病気や不幸にする種をまくことに、大阪府・市が行ってはならないと考えます。

地方自治法の住民の福祉を増進する地方公共団体の役割にも反し、人道にも問題のある行為だと言わざるを得ません。

現在、日本のギャンブル依存症の患者は300万人を超えていると言われています。

1月7日の説明会では、大阪のカジノでのギャンブル依存症の発生率は試算されていないとのことでしたが、ギャンブル依存症対策として一定の財政支出を想定していますから、大阪府・市はカジノによるギャンブル依存症が一定発生する。

そういうことを容認した上で行っています。

本当にそれでいいのでしょうか。

私本当に知事の見解を聞きたいと思っています。

私はかつて生活保護のケースワーカーをしていました。

その時何人かのギャンブル依存症の方と出会いました。

ある女性はパチンコを止められず、生活保護に入るとすぐパチンコ屋に駆け込み、保護費の大半を数日で使い果たす生活を続けていました。

保護を受ける前に、ギャンブル依存症になり、離婚し、シングルマザーになっていました。

パチンコ漬けで、子どもに十分な食事も与えられない中で生活保護になり、一時的に子どもを行政が保護することになりました。

本人にも、子どもにも大きな悪影響が生じ、人生が大きく変えられました。

子どもと一緒に生活したい、パチンコをやめると何度も何度も言っていました。

そのような状態を変えようと思っても、短期的にはパチンコをやめました、ちょっとしたきっかけでパチンコを再開しました。

それがギャンブル依存症の怖さです。自分の力だけではどうにもならないのです。

治療のためには、多くの人と支援が必要となります。

当初は家族も依存を克服しようと協力してくれたそうです。

しかし長引くと、家族も匙を投げる。

本人は家族から見放され、孤独になり、自暴自棄になることもあったとも言っています。

私はパチンコは生活を壊し、家庭崩壊を招くことに痛みと怒りを覚えました。

カジノは事業者がお金を貸すこともでき、滞在時間も長時間になり、賭け金も大きく、ギャンブル依存症はパチンコと比べても深刻な被害をもたらすのではないのでしょうか。

大阪府・市は病気になること、人を不幸にすることに手を貸す加害者になるのです。

ギャンブル依存者は自己責任だ、では済まされません。

依存症になった人、家庭崩壊を起こした人に、大阪府・市はどう責任をとるのでしょうか。

いくら対策を強化しても、家庭崩壊などを起こした人には責任は取りようがないでしょう。

ギャンブル依存症対策だけでなく、治安対策や、風俗環境対策、青少年対策を行うとのこと
です。治安も地域の環境も青少年に悪影響を及ぼすことを前提として、カジノ事業を行うと
しています。

そのような対策にお金を使っても、利益の方が多からそれでいいんだ。

これは盗人の論理と一緒にです。

十分に寄り添った温かい行政とは言えないと思います。

住民を病気にし、不幸にする事業は犯罪だと思います。

カジノをつくらなければ、依存症や治安など新しい対策は必要ありません。

市民の命と生活を守るのが自治体の役目です。

その自治体が病気を作り、住民を不幸にすることの後押しをして金儲けしてはなりません。

カジノ I R 計画は即刻中止すべきです。

以上で、陳述を終わります。

(司会)

どうもありがとうございました。

それでは続きまして、6番の方、お願いいたします。

(公述人6)

〇〇に住んでます〇〇と申します。

大阪市民で大阪府民なんですけれどもカジノ、これ本当にひどい犯罪の場ですよ。賭博場を
作るわけですからね。

まずその全体の概念がまず間違ってるから、即時やめるべきだと思います。

これは発言されてる方も含めて、それから質問にきても、カジノの問題点ばかりが出ます。
ところが勝手に進めてるわけじゃないですか。

府と市が、行政が、これおかしい。当然府民と市民の声を聞いた上で決めなければいけない
と思います。だから住民投票するべきですよ、絶対するべきだと思います。

すでに大阪市議会で住民投票をすると自民党の議員団が言ってるじゃないですか。

しかしですね、大阪市、ぜひやりましょう。もう1つ、大阪府の住民投票もするべきです。だって、どう考えても大阪市民の税金から3,000億円4,000億でしょ、大阪府民の税金から、ざっと計算しても1,300億ぐらい使うんですよ。

それなんでそんな勝手に使うんです？

そんな重大なことをですね、意見も決まりかけみたいところで、ちょっと聞いて終わり、そんな話はないわけで。

だから住民投票するべきです。大阪市と大阪府それぞれで住民投票するべきです。

その上で決めるべきだと思います。

それから大阪府・市の本当に、この統合型リゾートとかI R型カジノ、本当実際カジノをやると。カジノが生み出すその利益でやっていくんだと。カジノその利益を生み出すカジノのための施設の計画です。

だから、カジノを作るためI Rっていう形でやってるに過ぎないわけで、カジノなんかもやっています。本当これ、賭博なんですよ。

本来刑法で禁止されてるものですね。

個人でやってはいけないものですね。

何でこれを私達の税金で大阪府・市がやるんですか。

まずこれがまず間違ってるということです。これは反社会的行為ですよ。

それからあのカジノを含む賭博が必ず依存症もって正確には最初でありましたけど一応依存症と言っておきます。依存症を生み出してですね、個人の生活も人生も体ももうすぐに破壊していくわけでしょ。

だから依存症って何か少し風邪をひいて薬飲んだら治る、そんなもんじゃないじゃないですか。実際、これ説明会で出たんですけど、カジノでどれぐらい依存症出るかどうかわせてくださいって言ったら、そちらの方で記録が出てますから読んでみると、「どれぐらい増えるかということにつきましては、やはり算出は難しいから、わからない。」と言ってるんですよ、そんなの馬鹿だと思います。それなのに、依存症対策いくら予算つけますなんてそんな話も何もならないじゃないですか。

さらに、完全に抑え込めるかどうかということはどうもできないでしょうということについて、「私のここで見解を申し上げる立場にはないから」という立場でもない人が答えてるんですよ。

無責任でしょそんなもん。そんな私達の税金、あの給料もらって何やってるんですかという話じゃないですか。本当私あの怒りを抱えています。

で、あの本当にカジノを含めた賭博が必ず本当に依存症を生みだすし、個人の生活・人生は本当に破壊すると思います。で、カジノを、依存症で対策してやっても、完全治癒する人何%いるんですか。ほとんどいないと言われてるでしょ。

これ専門家もそう言われてるはずですよ。

初めから病人が多数出て、そしてカジノ依存症で破産したりとかね。一家離散とかね、ある

いは犯罪をやって追い込まれていくとか、あるいは自殺まで及ぶわけですよ。

で、シンガポールの例とか出てますけどね。依存症になる人が、例えば1万7,000人ぐらい出てると。それで依存症になって生涯で自殺行為をやる、最終的に命を失うかどうか、こういうのが40%とかいるんですよ。そんなもの何でやるんですか。

まず本当にそれは許せないことというふうに思います。

もちろん治安は悪くなる。だからこそ、警察を増員すると言ってるわけでしょ。そんな馬鹿な話は、犯罪が起こるから警察を作る、そんなものもそもそも作るのがおかしいわけですね。こんな非常に大規模事業があるにもかかわらず、環境影響評価もやらないし。

そして万博に金使いまくってさらにこんなふうにむちゃくちゃお金を使いまくるような、このような問題、本当に許されないというふうに思います。

大阪府・市でカジノ推進のために人員配置とか人件費をもう、もう初めからもどんどん使ってるわけですね。そんなことも、もうこれだけ使いますということも、言わないし、またもやですね、大阪府で790億円を本来これは出さなくてもいいのに出しますよと平気で言うてると。本当にこれ背信行為でしょこういうものは。

そういうことは本当に言えるというふうに思うんですね。

ですから、本当にカジノというのは、まずカジノそのものが犯罪で依存症が生み出されるし、それもどれぐらい出るかもまともに考えてもいないと。

対処法も打ちようがないことになるし、しかも、命を奪うようなことになっていくような人を生み出すと。初めからそういうことわかってるんですから、ぜひこれやめるべきです。本当に皆さんとかの住民投票やるべき、これちゃんと大阪府知事と大阪市長に要請してください。

以上です。

(司会)

どうもありがとうございました。

それでは続きまして、7番の方、お願いいたします。

(公述人7)

ちょっとその趣旨のちょっと1つ前に皆さん、職員の皆さんに今日来られてるね、大変ご苦労さまでございます。

なんせ皆さんの上に立ってる府知事とか市長が、あの、まあいろんな形でやりはるんで皆さんそれ仕事やからしゃあないんだけど、ちょっと大変やなと言って同情しているところでございます。じゃあ今から本論に入ります。

本論としてはこれまで公営のギャンブルというやつ、あるいはパチンコなどの民間の遊技施設と言われてるやつなんですけども、これはご存知のように一定の制約で規制をされてきました。あの例えば文教地区はあかんでとかね。

教育施設の何メーター以内は駄目よとかいういろいろな形の規制があったというのは皆さんご存知のとおりだと思います。

ここはいわゆる日本がどんな国かという関係なんですけども健康で文化的な生活をする国民の権利というものがあります。これご存知と思います。

憲法でいうと 25 条になるんですか。

この目指す趣旨と、いわゆるギャンブルの持つ実態とは事実上は相入れないというところで、そういう規制が行われてきたというふうに私は思います。

新自由主義的な、成長戦略と言われているものがあるんですけど、ここでは一言で言うと規制改革とか、あるいは民営化ということがよく言われます。

これについても賛否があろうと思うんですけども、ただギャンブルの民営化という今回の部分についてはちょっと一般的な規制改革の部分とは混ぜこぜにしない方が僕はいいと思います。慎重にせい、ということですよ。

ギャンブルの民営化そのものについては皆さんご存知のように、国で決めはったことです。ただし、大阪にそのギャンブルを持ち込んでくるというふうなことについては、これはやっぱり大阪の問題です。

カジノ自体は I R の一部であってカジノ誘致そのものの問題ではないんだと、I R なんだということと言われるんですけども、しかし、カジノの持っている集客力、あるいは収益力ということがなかったら、果たして I R のビジネスモデルは成り立つだろうか。

僕はそう思います。

例えば、カジノがないような I R を公募して応募する企業があるというふうに思えないというところだと思います。

その次、要するにこのビジネスモデルと言われているもの自体は僕に言わせるとカジノテーマパークというふうに呼んでいいと思うんですけども、これを組み立てられたものだというふうに見えます。言葉を換えたら、カジノ企業の収益を見込んだ取組みと。ちょっと柄を悪くというか庶民の言葉で言うたら要するに、カジノ企業の商売やんかということだと思います。夢洲自体は公共財ですよ。

公有財というか公共財ですよ、つまり、市民の財産そのものです。

本質的問題は、夢洲というような公共財を 1 つのカジノ企業に提供する権限がほんまに行政にあるの？と、ということだと僕は思います。

カジノに反対する危惧する意見で今まで縷縷述べてこられました中にもありましたようにごっつい多くの分野に及んでいます。

仮に、流通企業にこの夢洲を提供するんやというふうなことを、もう大阪が言いはったら、これには府民とか市民の賛否が大きく割れることは僕はないと思います。

カジノに公共財を提供する。

それから、それが要はその孫とか子どもとかの世代まで、カジノが大阪に残ること自体を危惧されることが賛否の意見の分かれになっているというのが、僕の見ているところで

す。

吉村さんも松井さんも I R カジノは成長戦略や、というふうにおっしゃってます。

成長戦略と言われたらそうかなというふうな人も居ると思うんだけど、僕は成長戦略を語るというときには、誰にとってのどのような成長なのかということを見ることだと思います。

市民とか住民とか庶民の暮らしが豊かになるということにつながるような成長というのはまやかしたということだと思います。

果たして I R カジノ誘致はどちらなんでしょうかとこのところだと思います。

結論です。

I R カジノについては2つの問題を抱えていると思います。

1つは、府民市民の賛否が分かれる問題です。

もう1つは、公共財をカジノ企業に提供する問題です。

進めたいのであれば、まず主権者である府民市民の同意を得ることが求められると思います。I R カジノ誘致は本来、吉村さんとか松井さんが率先して住民投票を行うものだというふうに思います。例えば議会の多数が賛成した問題であっても、直接の民意とは食い違っている事実というのはもうご存知の大阪では都構想の住民投票で2回も分かれてたという経験があるんじゃないですか。

そういうことと言えば、今回の問題も議会だけで独走に走るというのはあかんと思います。府民市民の賛否を問うことは、行政の義務やというふうに思います。

そういう意味で、I R カジノ誘致に関する住民投票の計画化実施を求めたい、というふうに思います。

以上でございます。

(司会)

どうもありがとうございました。

それでは続きまして、番号8番の方、お願いいたします。

(公述人8)

こんにちは〇〇から参りました。

公聴会は、通常の説明会と違い住民の意思を反映する場だということですので、今日気になった内容はぜひとも生かしていただきたいというふうに、まずお願いしたいと思います。

さて、廃棄物を埋め立てた人工島に大きな建造物を建てるため、液状化と土壌汚染対策工事が必要になり、その工事費として790億円を市が負担すると知り、驚いています。

液状化現象が起りやすいだけでなく、地中に国の基準を超えるヒ素、フッ素が存在することを判明したとのこと。土壌改良が必要なことが今頃わかったのか。

事前調査の不十分さ、利用に対する無責任な姿勢には本当に怒りを感じております。

私は 27 年前阪神淡路大震災のとき、大阪府の外郭団体で公共住宅の建設監理の仕事をして
ました。大阪府下でも随所に被害があり、初めて液状化の深刻さを知りました。
地盤は開発の基本です。自然を馬鹿にしてはなりません。
この間、説明会で、この事業の具体的内容を知りました。
また、夢洲のボーリングデータ等を調べました。
夢洲は I R 敷地としては適地でないと確信しております。
ご存知のように、液状化現象は地震の揺れを受け、地盤が液体状になってしまいます。
建物の沈下だけでなく、道路からの水道管やマンホールが浮き上がり、断水が発生して生活
ができなくなります。
夢洲は海岸沿いに近い埋立地であり、本当に液状化が起こりやすい要件が整っているわけ
です。また、震度 5 以上の長い揺れが続くと、被害が本当に拡大します。
危険な場所です。
必ず来ると言われている東南海地震に襲われたら、本当に人工島はどうなるのでしょうか。
他人事ではありません。
総客室数 2,500 室、年間約 2,000 万人もの不特定多数の来訪者を想定している計画は、防
災計画も十分できるはずありません。本当に危険です。
東日本大震災で東京湾を埋め立てで実施した幕張地区。
東日本大震災のときに、オフィス街や幕張駅などが地割れで、地下水や土砂が噴出したこと
を本当に教訓にさせていただきたいと切に願います。
大阪府知事・大阪市長は誘致を決めた以上、I R が成り立つ土地を提供するのが市の責務と
の姿勢ですが、事業者に対して、建造物に耐える地盤をどこまで保障するのでしょうか。
運営開始後の保障は具体的にどこまでするのでしょうか。
そのためにいくら税金が必要なのでしょうか。現段階で、見通しの説明はされていません。
市民に説明できない内容なののでしょうか。非常に不信を持っております。
税金の行き当たりばったりの無駄遣いの可能性が多き無責任な事業です。
この事業自体が賭博的な要素を含んでおります。
市民に対して責任を果たす事業とは到底思えません。
住民投票なりで市民の声を聞いてください。
最後ですが、本事業は凍結してください。
ゴミ処理場としての役割を含めた夢洲に適した用途を一から考え直していただきたい。
強く訴えて公述とします。今ならまだ間に合います。
以上です。

(司会)

どうもありがとうございました。
それでは最後に、9 番の方、お願いいたします。

(公述人 9)

まず冒頭到着が遅れて誠に申し訳ありませんでした。

私はこの公述テーマのうち、住民合意の問題について意見を述べたいと思います。

ゆっくり喋るんで座らせてください。

カジノ I R は大阪府にとって大きなマイナスの要因となる施設だと思います。

そこで、各地で今まで迷惑施設とされる、例えば原子力発電所や火力発電所、それから米軍基地、産業廃棄物の処理場、ゴミ焼却場や競馬場、あるいは、環境を大きく変える大規模施設、例えば吉野川のダムみたいなものも、これを作る際に、環境アセスメントだけではなく、過去には、各地で地元住民の全員が直接に賛否を表明する場、機会である住民投票の機会が作られてきました。

そして、大阪市の特別区への再編を実行するかしないか決める際の、都構想の問題のときには、2回にわたり住民投票、これは大阪市民が対象でしたけれども、これを行って、実行するしないを決定してきた経過があります。

これはとても住民一人一人が自らの生活と、そして主権者としての意思表示の発露、特に地方自治に関わって、自らの意見が直接に表明される大事な場所であり、有効だったと思っています。この住民投票をぜひ、このカジノ建設の機会にも、実行していただきたい。

住民が賛否を直接投票するための機会を、住民、地元住民の合意の手続きの1つとして生かしていただきたいと思っています。

カジノ・ギャンブルの中毒を持ち込むという可能性と、そして万博とカジノを組み合わせる夢洲周辺整備の名目でのアクセス道路や地下鉄など、国や大阪市、大阪府合計で1兆円に近い税金を投入されるとも聞いています。

当然カジノ I R に関わる住民の疑問は大きいと思います。

私は周りの人から聞く限り、カジノを喜んでいる人はとても少ないです。

多くの方は、常識として、博打はよくない。道徳的に良いのか。

パチンコでもあまり歓迎されるものではない、という気持ちでいます。

私自身もパチンコ以前少しやったことはありますが、お金を儲けるにしても、スってしまうにしても、それで幸せになった楽しかったという覚えはあまりありません。

やはり後味の悪いところは残ります。

カジノは周りの人たちにとっては間違いなく迷惑施設です。

多くの方が疑問と疑念を持っています。

そこで選挙と別にこのカジノの賛否を問うてください。

間接民主主義の手続きではすくい取れない民意があります。

今まで大阪府はカジノについては、いろいろな場所、大学も含めて1万1,000人の人に説明会をしてきたとホームページで拝見しましたが、880万人の中の1万人、1万1,000人程度では住民の府民に説明したというわけにはいかないと思います。

まず、大阪府有権者全員が、しっかりと意思表示をする機会としての場を作ってほしいです。そのためにもぜひ大阪府民を対象にした住民投票の機会を大阪府が国にこのカジノ申請を出す前に、行っていただきたいです。
以上です。ありがとうございました。

(司会)

どうもありがとうございました。

以上で本日の公述を全て終了いたしました。

本日の公聴会の内容につきましては、会議録を作成し、個人情報や法人団体等の情報、公序良俗に反する発言等を除き、準備が整い次第、I R推進局ホームページに掲載いたします。また公述された意見に対する大阪府・大阪市の見解につきましても後日、I R推進局ホームページで公表することとします。

それでは、I R推進局次長の吉本より一言述べさせていただきます。

(次長)

本日公述をいただいた皆様には、ご意見をいただき誠にありがとうございました。

皆様からはギャンブル等依存症など弊害事項に対するご懸念、用地の適正確保等の課題、地域の合意形成として住民投票を実施すべきなどのご意見をいただきました。

大阪府・市としましては、I R整備法の手続きに従い、公聴会やパブリックコメント等を経て2・3月の大阪府議会、大阪市会へお諮りする予定でございます。

本日はどうもありがとうございました。

(司会)

これもちまして、本日の公聴会を終了させていただきます。

※一部、確認できない箇所等があり、正確性を欠く場合があります。ご了承ください。